

保全業務特記仕様書

業務名 名古屋大学(東山)5号井戸整備業務

| 東海国立大学機構 施設統括部 | | | |
|----------------|------|----|----|
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 担当 |
| 鈴木 | 宮崎 | 杉下 | 市橋 |

保全業務特記仕様書

1 章. 総則

I. 業務概要

1. 業務名称 名古屋大学(東山)5号井戸整備業務-----
2. 業務場所 名古屋市千種区不老町 名古屋大学東山団地構内-----
3. 業務期間 令和 6年 5月 21日(火)から令和 6年 9月 30日(月)まで

4. 業務仕様

この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、東海国立大学機構発注工事請負等契約取扱要項別記第4号の東海国立大学機構役務請負契約基準に準じ、この保全業務特記仕様書、建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）、文教施設保全業務標準仕様書（令和5年版）（以下「標準仕様書」という。）等適用を受ける関連法令に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

| 業務内容 | 対象設備等 | 設備等概要 |
|----------------|-----------------|--|
| 浚渫及び集水誘導（薬品洗浄） | ケーシング管 スクリーン | <ul style="list-style-type: none"> ・ブラッシングおよび浚渫 ・薬品洗浄による沈着固形物の溶解 |
| 水中ポンプ等更新整備 | 水中ポンプ 揚水管 | <ul style="list-style-type: none"> ・水中ポンプの更新 ・揚水管の素地調整およびパッキン類，ボルト類等の取替 |
| 水位計測装置修繕 | 水位計測装置 | <ul style="list-style-type: none"> ・水位計保護管取替 ・水位測定管新設 |
| 揚水試験 | 水中ポンプ 給水施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・揚水排水経路切替および仮設配管等施工 ・揚水試験（段階，連続） ・水位回復試験 |
| 水質測定 | 給水施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・揚水排水経路切替および仮設配管等撤去 ・水質確認（原水水質基準39項目） |

※対象設備の詳細は別紙-1による

◇本業務に係る設備等に緊急事態が発生した時には緊急体制を確立して全面的に協力すること。

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) 表中の各欄に数字，文字，記号等を記入する事項については，記入した事項のみ適用する。
- (2) ~~————~~又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (3) 特記された材料，製品名等は，特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし，同等以上のものを使用する場合は，施設管理担当者の承諾を受ける。

II. 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

受注者は、発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

2. 受注者の負担の範囲

(1) 業務に使用する電気及び用水は、発注者の負担とするが、停電時の作業等により、供給できない時は、施設管理担当者と協議のうえ受注者が準備し負担する。

(2) 事務用品及び業務に必要な工具、計測機器等の機材は、原則として設備機器付帯工具を除き受注者の負担とする。ただし、本学の工具類は受注者の責任に於いて点検し無償で使用できる。

3. 貸与資料

別紙井戸設備等図面

4. 業務責任者

(1) 受注者、発注者間の連絡調整及び業務従事者の指揮監督のために業務責任者を定め発注者へ届け出ること。

(2) 業務責任者は、原則として業務に立ち会うこと。

(3) 受注者は、業務責任者を変更しようとするときは、事前に発注者に届け出て承諾を得るものとする。

(4) 業務責任者は、井戸設備の点検及び保守業務、整備の実務経験(工事含む)を5年以上かつ、さく井技能士の資格を有すること。

5. 業務条件

(1) 実施時間帯は原則、次のとおりとする。なお、実施日は施設管理担当者と協議する。

平日(月～金曜日(祝祭日を除く))：8時30分～17時15分

ただし、給水施設の運用上やむを得ない場合はこの限りではない。

注：本仕様書において休日とは土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を総称したものをいう。

6. 業務担当者

(1) 業務担当者が勤務中の過失により本学の財産に損害を与えたときは、直ちに施設管理担当者に申し出て受注者の負担で原状に復すること。但し、天災等、業務担当者、受注者の責に因らない不可抗力の原因により本学の財産に損害を与えたときは発注者、受注者で協議をして決定する。

(2) 受注者は、業務担当者を定める際、経歴書と取得免許の証明を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(3) 業務担当者は、業務中は受注者が発行する身分証明書を常に携帯するものとする。

(4) 発注者が業務履行上不適当と認めた時は、受注者と協議の上、業務担当者の変更を求められることができる。

(5) 受注者は、業務担当者を変更しようとするときは、事前に発注者に届け出て承諾を得るものとする。

(6) 受注者は、業務担当者に安全教育を徹底し、常に服装、勤務態度、風紀、衛生等について万全の管理を行う。

7. 別契約の業務等

業務の実施にあたっては、下記業務の業務責任者と調整を図り円滑に業務を実施する。

・名古屋大学施設管理保全・警備業務

・その他発注者が指定する事業

8. ~~行事等への立会い~~

9. ~~施設管理担当者の立会い~~

10. 廃棄物の処理

関係法令に従い構外搬出処分とする。

11. 居室等の利用

12. 共用施設の利用

当該業務を実施するため、次の共用施設を利用することができる。

・各施設の便所、エレベータ、食堂、売店

13. 駐車場の利用

当該業務を実施するため、各団地内に指定された駐車場を利用することができる。

入構に関する費用は受注者の負担とする。

14. ~~点検の省略~~

15. 緊急時対応

緊急時には、直ちに施設管理担当者へ連絡の上、迅速な対応を行うこと。

緊急連絡体制表を事前に提出し、変更があった場合は遅滞なく差し替えること。

16. 省エネルギー協力

本学は地下水浄化サービス事業のプラントを利用しており学内の給水は全て井戸水を利用して供給しているため、供給に支障がないように本業務を行うこと。

17. 業務改善・修繕提案

受注者は、本業務内の項目について、改善・修繕の提案を書面にて行うものとする。

18. 秘密保持義務

受注者はこの契約に関連して知り得た情報を、善良なる管理者の注意義務をもって秘密に管理し、第三者に開示・漏洩しないものとする。なお、契約期間終了後も同様とする。

19. 業務期間中の保険

受注者は、業務期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

保険証券の写しを発注者へ提出すること。

(1) 施設賠償責任保険

- ・ 保険契約者 : 受注者
- ・ 保険期間 : 業務開始時から業務期間終了時まで
- ・ 補償する損害 : 本件施設の所有、使用もしくは管理および本件施設内での業務遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・ その他 : 大学を追加被保険者として
交叉責任担保追加特約を付帯すること

(2) 業務を対象とした第三者賠償責任保険

- ・ 保険契約者 : 受注者
- ・ 保険期間 : 業務開始時から業務期間終了時まで
- ・ 補償する損害 : 業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

20. その他

(1) 受注者は安全衛生管理体制を確立し、業務責任者等の業務履行に当たり適用を受ける関係諸法令を遵守し、安全且つ善良な業務遂行を図るものとする。また、安全確保に十分配慮すること。

(2) その他、本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、その都度発注者、受注者で協議して決定するものとする。

(3) 業務時に機械室等に設置されている石綿を含有している可能性のある保温材や耐火被覆材が劣化、損傷等によりばく露のおそれがある場合は速やかに報告すること。

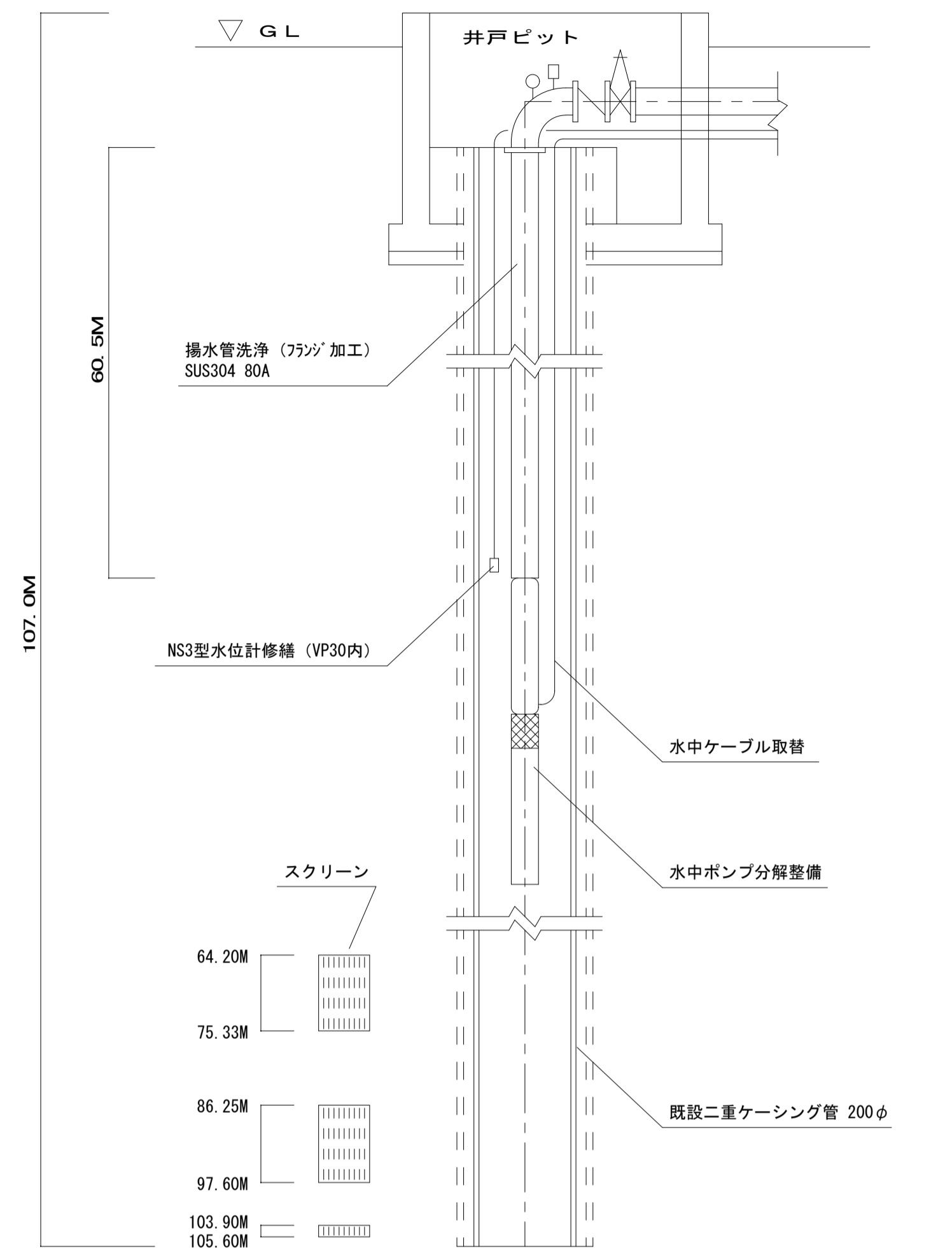
2 章. 特記仕様書

I. 業務内容等

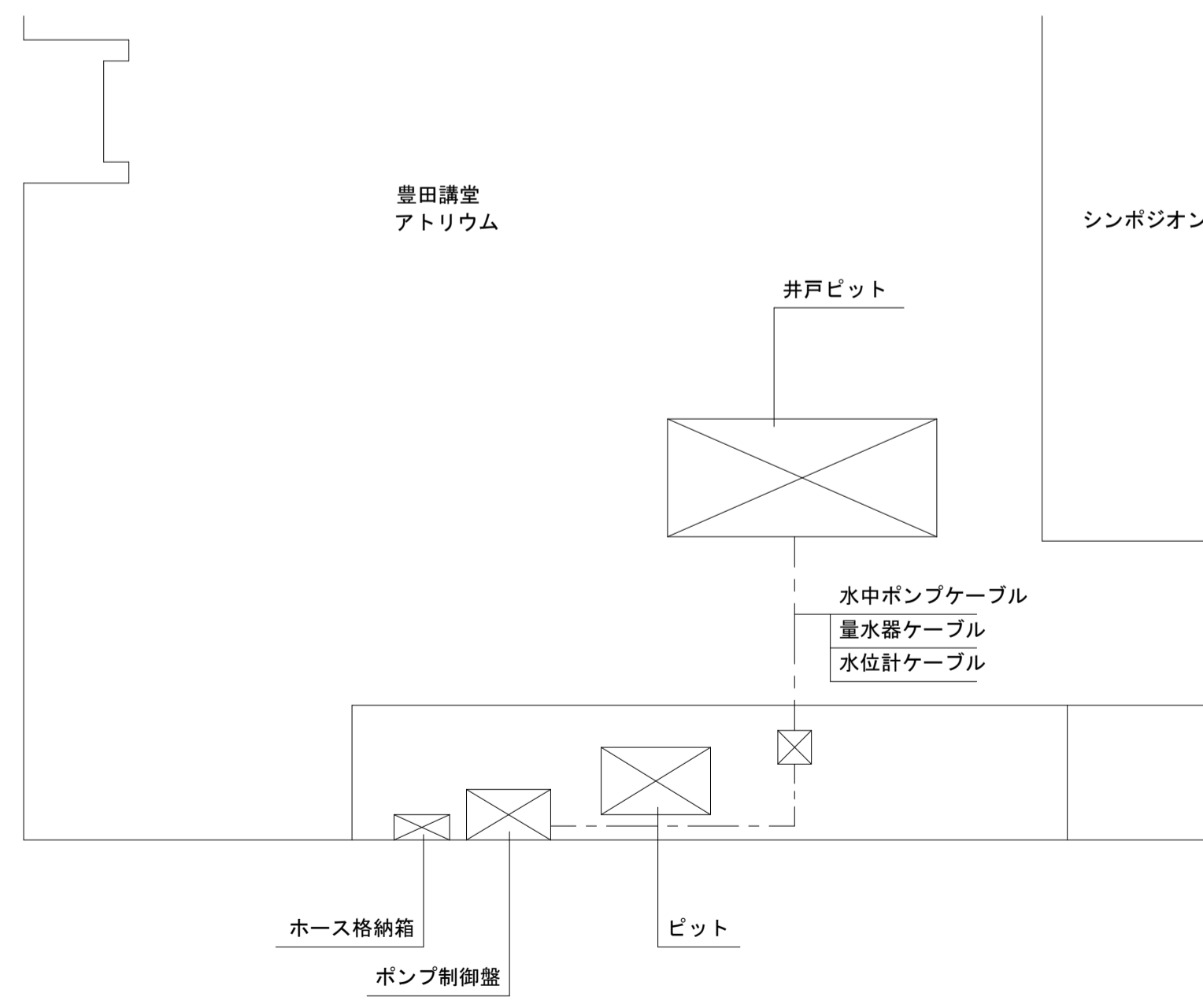
別紙-1 のとおり。

特記仕様書

| | |
|--------------|--|
| 1. 業務の種類・規模等 | 井戸深掘（5号井戸 深井戸、口径-200mm、深度-107m） |
| 2. 総則 | この業務の請負者は、この特記仕様書及び図面1枚、東海国立大学機構発注工事請負等契約取扱要項別記第4号の東海国立大学機構発注業務請負契約基準に準じ、保全業務特記仕様書、建築保全業務共通仕様書（令和5年版）、文教施設保全業務標準仕様書（令和5年版）及び工事写真撮影要領等適用を受ける関係法令に基づき業務を実施する。 |
| 3. 完成図等 | 完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。 完成図：2部、機器完成図：2部、各種試験成績表：2部 業務記録写真（サービス判カラー）：1部（A4ファイル）（全デジタルデータ含む） ※業務記録写真は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影する。 |
| 4. 発生材の処理等 | 発生材については関係法令に従い構外搬出処分とする。 |
| 5. 施工条件 | 作業期間は 8月1日 ~ 8月21日 とし、作業完了後、試運転調整とする。 |
| 6. 業務概要 | <p>(1) 深掘及び集水誘導（薬品洗浄）</p> <p>①ケーシング管のブラッシングと深掘を十分に行う。</p> <p>②洗浄薬品を井内に投入し、攪拌等により井内に沈着した固形物を溶解して集水誘導（湧水の増進）を行う。作業後はベラーまたはエアリフトにて清水に入れ替わるまで井内から排出させる。</p> <p>③洗浄薬品は井戸・ろ過装置の機能維持、地下水の飲用及び環境に係わる影響を考慮し、適切な薬品（リン不使用）を選定のうえ、品質証明を提出する。</p> <p>④洗浄後、水中カメラによりケーシング及びスクリーンの状態を確認し記録（提出時はデジタルデータとし、媒体はDVD等）する。</p> <p>(2) 水中ポンプ等整備</p> <p>①既設水中ポンプは引き上げ後、同等品以上の新品水中ポンプに更新する。</p> <p>②揚水管はケレン（素地調整）・清掃後再使用すること（パッキン類、ボルト類は取替）</p> <p>(3) 揚水試験</p> <p>①揚水能力を測定するため、工事着工前に段階揚水試験を実施し、工事完了後に段階揚水試験、連続揚水試験及び水位回復試験を実施する。</p> <p>②揚水量の測定方法は、JIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）によって測定し、静水位、動水位も測定する。</p> <p>③揚水試験に関する詳細は、標準仕様書（さく井設備工事 2.2.1揚水試験）に準じて行うものとし、試験結果報告書を提出する。</p> <p>ただし、連続揚水試験については揚水量に応じて適時判断してもよい。</p> <p>(4) 水質測定</p> <p>①揚水試験完了後、水道法に基づく基準項目（原水水質基準39項目）の水質検査を実施する。</p> <p>②水質検査に関する詳細は、標準仕様書（さく井設備工事 2.2.2水質試験）に準じて行うものとし、検査結果報告書を提出する。</p> <p>(5) 水位計測装置修繕</p> <p>①水位計保護管（VP25）取替</p> <p>②水位測定管（VP25）新設</p> |
| 7. 仮設養生について | 本井戸は豊田講堂内に設置しているため、仮設養生を実施すること。 床面汚れ防止、飛散防止用仮設養生を行うこと。 |

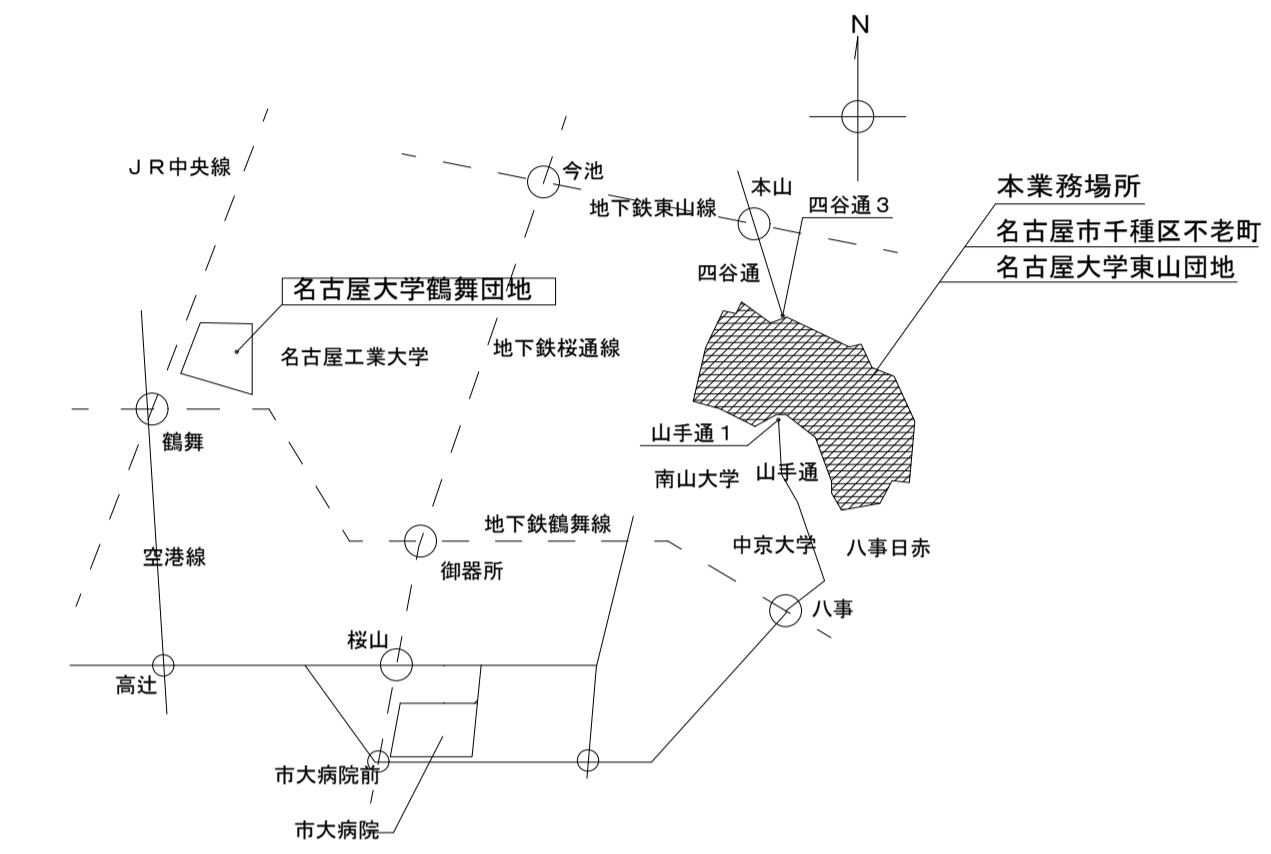


5号井戸断面図 NO SCALE



5号井戸周辺配置図 1/100

| 機器表 | | |
|------------|---|----|
| 機器名称 | 機器仕様 | 台数 |
| 水中ポンプ (取替) | 型式：深井戸用水中モーターポンプ | 1 |
| | 能力：80φ×715L/min×65m×11kw | |
| | 電源：3φ-200V (スターデルタ始動) | |
| | 付属品：水中ケーブル (ホリエチレン絶縁ビニルケーブル タイヤコード EVCTF 85□-3C) 65m×2本 | |



東山団地案内図 No Scale



東山団地配置図 No Scale